

#### 【4-1 監護者指定申立事件 申立人を監護者に指定した事例】

平成 27 年(家) 第△×号 子の監護者の指定申立事件

平成27年(家)第△△号 子の引渡し申立事件

審判

住 所 C県B市C町××番地

# 申立人丙野花子

住 所 A県D市E町×丁目×番×号

相 手 方 丙 野 太 郎

住 所 相手方に同じ

# 未成年者 丙野一郎

平成19年10月×日生

主文

1 未成年者の監護者を申立人と定める。

2 相手方は、申立人に対し、未成年者を引き渡せ。

3 手続費用は各自の負担とする。

理由

## 17 第1 申立ての趣旨

## 主文第1項及び第2項同旨

19 第2 当裁判所の判断

20 1 認定事実

21 本件記録によれば、次の事実が認められる。

22 (1) 当事者等

申立人（昭和52年5月×日生）と相手方（昭和50年7月×日生）は、  
平成14年7月×日に婚姻し、平成19年10月×日に未成年者をもうけ  
た

26 (2) 同居中の監護状況

未成年者の出生後、専業主婦であった申立人は、未成年者を主として監護していた。相手方も残業や休日出勤を減らそうと努力していたものの、職務が繁忙であったため、子育てへの関与は限定的なものにとどまらざるを得なかつた。

### (3) 別居に至る経緯

申立人と相手方は、次第に不仲になっていたところ、平成27年4月6日、口論となり、その際、相手方は、申立人に対し、暴力を振るい、申立人に加療3週間を要する顔面打撲、頸部捻挫、腹部打撲の傷害を負わせた。

翌日、申立人はC県内の実家に戻ることを決意したが、未成年者が小学校の始業式を控えていたことから、一旦単身で別居することとした。

### (4) 別居後の監護状況

相手方は、別居後、実家の母を呼び、未成年者の監護を依頼するとともに、自らの可能な範囲で未成年者の監護を行っている。相手方の母は現在70歳であり、1か月に1回程度実家に戻ることがあるものの、それ以外は相手方宅に滞在して、食事の準備をしたり、掃除、洗濯をしたりしている。

相手方宅は、3LDKのマンションであり、家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）が訪問した際は、いずれの部屋もきちんと清掃がされていた。

相手方は、午前6時頃に起床後、未成年者に朝食を食べさせ、小学校に登校する未成年者を見送って出勤し、午後6時から7時頃に帰宅し、未成年者と夕食をとり、一緒に入浴して就寝している。

相手方は、未成年者に対し、申立人がすぐに戻ってくると説明するのみで、申立人のことを話題にすることはない。相手方は、未成年者の精神状況や生活に与える影響についての不安があるとして、未成年者と申立人の面会交流には応じていない。

未成年者は、小学校に通っており、通学状況は良好である。

1 (5) 申立人の状況、予定する監護態勢等

2 申立人は、別居後、申立人の母名義の住宅に申立人の母と同居している。

3 同住宅は2階建ての一軒家であり、調査官が訪問した際は、掃除が行き届いていた。申立人は、未成年者を引き取った場合、同住宅で引き続き生活する

4 予定である。

5 監護補助者となることが予定されている申立人の母は、64歳であり、就

6 労はしていないが、所有しているマンションの賃料収入が月額40万円程度

7 あるほか、遺族年金を月額約15万円受給しており、借金はない。

8 申立人は、現在無職無収入であり、当面は申立人の母の経済援助を受ける

9 予定である。未成年者を監護することになった際は、当面の間、未成年者の

10 監護に専念し、未成年者が新しい生活になじんだ後は就職して安定した収入

11 を得る意向である。また、相手方と未成年者との面会交流も実現していく意

12 向である。

13 (6) 未成年者の心情

14 未成年者は、調査官による面接調査の際、調査官から、「パパってどんな

15 人なの？よいところ教えて。」と尋ねられると、「わかんない。」と答えた。

16 そして、部屋に飾られていたスキーの写真を見ながら「みんなで行つ

17 た。」と説明し、「誰と？」と尋ねられると、「僕とパパと。」と言ったの

18 ち、間を置いて、「・・・とママ。」と付け加え、その後、「パパとママと

19 僕の3人。」と改めて説明した。「ママは今どうしているの。」との質問に

20 対しては、すぐに答えずに図鑑をめくるなどしていたが、「もうずっと、

21 帰ってこない。」とつぶやくように答えた。

22 2 検討【注1】

23 (1) 前記認定事実のとおり、同居中、未成年者の監護は申立人がほぼ一人で行

24 っていたものであり、相手方も一定の関与をしようと努力をしていたことは

25 認められるものの、申立人が未成年者を主として監護していたと認められ

1 る。

2 (2) 平成27年4月の別居後については、相手方が、特段の問題なく未成年者  
3 を監護しているものと認められるが、相手方が主として未成年者の監護をし  
4 た時期は未だ3か月程度と短く、その監護も、相手方の母の助けを得ながら  
5 のものである。

6 未成年者は、現在の相手方及び相手方の母による監護に慣れ始めているも  
7 のの、同居中の監護状況や、面接調査の際の未成年者の言動からすると、未  
8 成年者と申立人の間には心理的なつながりが十分に形成されていたものとい  
9 える。

10 そして、相手方は、別居後、未成年者に対し、申立人がすぐに帰ってくる  
11 と説明するにとどめ、また、未成年者が不安定になるかもしれないとの抽象  
12 的な不安を理由として申立人と未成年者との面会交流を実現しようとな  
13 い。このことは、監護者として、問題解決につき適当な方策をとり得ない場  
14 合があることを示す事情であるといえる。

15 なお、未成年者が小学校2年生となり、進級後の環境に慣れ始めているこ  
16 とが認められるものの、未成年者には新しい環境に適応する能力が備わって  
17 いることも考慮すれば、申立人を監護者と指定することを否定する事情とは  
18 認められない。

19 (3) 以上のとおり、別居に至るまでの間、未成年者の監護を申立人が主として  
20 行ってきており、未成年者も申立人との間に十分な心理的結びつきが存在し  
21 ているところ、申立人が特段問題ない監護態勢を整えていることからする  
22 と、監護者として申立人を指定するのが未成年者の福祉に適うものといえ  
23 る。

24 (4) 前記(3)のとおり、未成年者の監護者として申立人を指定すべきであるとい  
25 えるから、相手方の下にいる未成年者について、申立人に引き渡すのが相当  
26 である。

1        3 結論

2              よって、主文のとおり審判する。

3              平成27年7月×日

4              A家庭裁判所

5              裁判官              ○      ○      ○      ○

---

6     【注1】監護者指定の考慮要素等につき、中山直子「子の引渡しの判断基準」判例タ  
7     イムズ1100号182頁、東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務』  
8     (法曹会・平成27年) 228頁以下参照。

9

10

## 【4-2 監護者指定申立事件 相手方を監護者に指定した事例】

2 平成26年(家)第△×号 子の監護者の指定申立事件(第1事件)

### 3 平成26年(家)第△△号 子の引渡し申立事件(第2事件)

判 番 4

5 住所 A県B市C町××番地

7 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

相 手 方 丁 野 太 即

9 住 所 相手方に同じ

未成

未成年者 丁野一郎

平成 13 年 11 月 × 日 生

文  
主

## 1 未成年者の監護者を相手方と定める。

## 2 申立人の第2事件の申立てを却下する。

15 3 手続費用は各自の負担とする。

由 理 16

17 第1 申立ての趣旨

18 1 未成年者の監護者を申立人と定める。(第1事件)

19 2 相手方は、申立人に対し、未成年者を引き渡せ。（第2事件）

20 第2 事案の概要

本件は、別居中の夫婦間において、相手方（夫）が監護養育している未成年者について、申立人（妻）が、相手方に対し、未成年者の監護者を申立人と定め、未成年者を申立人に引き渡すことを求める事案である。

24 第3 当裁判所の判断

25 1 認定事実

1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

2 (1) 当事者等

3 申立人（昭和48年2月×日生）と相手方（昭和41年4月×日生）は、  
4 平成9年9月×日に婚姻し、平成13年11月×日に未成年者をもうけた。

5 (2) 同居中の未成年者の監護状況等

6 申立人は、平成23年11月に保険会社に正社員として入社するまでは専  
7 業主婦であり、炊事、洗濯、掃除のほか、未成年者の幼稚園への送迎など、  
8 未成年者の監護を中心となって行っていた。もっとも、相手方も勤務先から  
9 帰宅した後や休日には未成年者と積極的に関わっていた。

10 平成23年11月以降も未成年者の食事作りなどは申立人が行っていた。

11 (3) 本件に至る経緯

12 ア 申立人は、平成26年3月、医師から、適応障害のため、不眠、不安、  
13 抑うつ症状があり、同年4月1日から同年6月30日まで通院加療の見込  
14 みと診断され、同月23日には、通院加療の期間が同年9月30日までと  
15 された。

16 イ 申立人は、平成26年8月20日、相手方と口論となり、申立人が自宅  
17 から出る形で別居した。以後、相手方が未成年者と生活している。

18 ウ 申立人は、平成26年12月11日、本件審判を申し立てた。

19 (4) 別居後の相手方及び未成年者の生活状況等

20 ア 相手方は、会社員として勤務し、平成26年に840万円の給与収入を  
21 得た。健康状態に特段の問題はない。

22 イ 相手方宅は、最寄り駅から800メートルほどの閑静な住宅街にあるマ  
23 ンションであり、間取りは2LDKである。家庭裁判所調査官が訪問した  
24 際には、リビングも未成年者の部屋も整理整頓され、清潔な状態であつ  
25 た。

26 ウ 相手方は、未成年者の朝食、夕食作りを行い、休日の未成年者のサッカ

1 一の試合などの際にはおにぎりを作つて持たせており、掃除、洗濯なども  
2 相手方が行つてゐる。

3 相手方の学校との連絡や応対も適切である。

4 エ 未成年者は、サッカーのクラブチームに所属し、中学校では陸上部に入  
5 つてゐる。平日は月曜日、水曜日、金曜日に午後7時から午後9時までサ  
6 ッカーの練習があり、土曜日と日曜日もほとんどサッカーの練習又は試合  
7 で外出してゐる。中学校の出席状況は良好である。

8 (5) 申立人の状況、監護方針等

9 ア 申立人は、平成26年3月に適応障害の診断を受け、月3回ほど通院し  
10 ていたが、症状は軽快し、日常生活に制限はない。

11 イ 申立人は、平成27年2月から、別居後に交際を始めた男性（以下「交  
12 際相手」という。）宅で生活してゐる。現住居は最寄り駅から徒歩9分ほ  
13 どの住宅街にあり、木造2階建てである。

14 ウ 申立人は、未成年者の監護者となった場合、交際相手宅の近くに部屋を  
15 貸借して未成年者と居住することとし、未成年者には、同所から現在の中  
16 学校へ通学するように手続を行うことを予定している。交際相手宅付近は  
17 同校の学区外であるが、仮に同校の校長が通学を認めない場合には、学区  
18 内でなるべく賃料の安い物件を探して未成年者と生活することも考えてい  
19 る。

20 エ 申立人は、現在は、交際相手から援助を受けて生活してゐるが、少しづ  
21 つ仕事も始め、平成27年4月分の給与は5万1800円であった。今後  
22 は自身の体調も考慮しつつ収入を増やしていく予定である。

23 (6) 面会交流の状況

24 別居後、申立人は、未成年者と連絡をとり、週に3回程度面会交流を行つ  
25 ている。また、平成27年5月には、2泊3日の面会交流を行つた。

26 (7) 未成年者の意向等

未成年者は、調査官による面接調査の際、別居後の生活について、相手方が家事や学校に関することに対応しているため、現在の生活で困っていることはないと述べた。また、現在申立人が交際相手と生活していることは知っているが、これから的生活について、未成年者がもっとも好ましいと思うのは、未成年者と申立人のみが現在の未成年者の中学校の学区内で同居することであると述べた。

## 2 検討

申立人と相手方は夫婦であるが別居中であり、同居をすることも困難な状況にあるといえるから、民法766条、家事事件手続法39条別表第2第3項を類推適用して、未成年者の監護に関し、必要な事項を定めておく必要がある。【注1】

そして、子の監護に関する処分は、子の福祉に直接関係し、裁判所による後見的関与の必要性が高いものであるから、監護者の指定申立てを受けた裁判所としては、申立人の申立てを認めるか否かの判断にとどまらず、適切な監護者を定めることができるものと解される。【注2】

### (1) 監護者の指定について

前記認定事実によれば、相手方の現状の未成年者の監護状況に問題はみられず、未成年者は安定した生活を送っていることが認められる。

一方、申立人は、別居に至るまで、未成年者の主たる監護者であったと認めることができるものの、現在の生活状況は交際相手を頼っている部分が多く、現在も相手方と婚姻中であることも考慮すると、その生活状況は不安定というほかない。

未成年者は、申立人と未成年者のみで生活することを希望しており、申立人は、未成年者と二人で住む住居を探し、申立人のみの収入で未成年者を監護できるよう仕事を増やすつもりであるとしているものの、現段階では交際相手の援助を必要とする状態であり、実現できるかについては疑問といわざ

1 るを得ない。

2 以上によれば、申立人の監護態勢については、現段階では不確定の要素が  
3 多く、未成年者が現在相手方の下で安定した生活を送っていること、申立人  
4 が未成年者と週3回程度面会できていることなどを考慮すると、未成年者の  
5 意向を考慮しても、現段階では相手方を未成年者の監護者と指定するのが相  
6 当である。

7 (2) 引渡しについて

8 前記(1)のとおり、未成年者の監護者として相手方を指定するのが相当であ  
9 るから、未成年者の引渡しを求める申立人の第2事件の申立ては理由がない  
10 というべきである。

11 3 結論

12 よって、主文のとおり審判する。

13 平成27年7月×日

14 A家庭裁判所

15 裁判官 ○ ○ ○ ○

---

16 【注1】最高裁平成12年5月1日第一小法廷決定・民集54巻5号1607頁参照  
17 同決定は、面会交流につき、婚姻関係が破綻して別居状態にある夫婦間において、  
18 (平成23年法律第61号による改正前の)民法766条が類推適用されると判示  
19 している。

20 【注2】相手方からも監護者指定申立てがされ、併合審理されることもある。

21 また、申立人のみから監護者指定の申立てがあった場合において、未成年者の心情  
22 や、現在、共同監護のような状態であることなどを踏まえ、未成年者の監護者とし  
23 て申立て人と相手方のいずれかを指定することは相当でないとし、申立てを却下した  
24 裁判例として、大阪家裁平成26年8月15日審判・判例タイムズ1418号39  
25 4頁がある。

#### 【4-3-1 審判前の保全処分申立事件 申立てを認容した事例】

2 平成27年(家口)第△×号 審判前の保全処分申立事件

3 (本案：平成27年(家)第△△号 子の監護者の指定申立事件、同第○△号 子  
4 の引渡し申立事件)

審判

6 住 所 A県B市C町××番地

申立人 甲野花子  
同手続代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

9 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

10 相 手 友 甲 野 太 郎

11 住 所 相手方に同じ

12 未成年者 甲野一郎

14 章

## 1. 高齢者の監護者を由立人ヒトに定める

<sup>16</sup> 2 相手方は、由立人に対する未成年者の仮に引き渡せ

### 3 税額費用は各自の負担とする

由 瑞 18

## 19 第1 申立ての趣旨

## 20 主文第1項及び第2項同旨

## 21 第2 事案の概要

本件は、別居中の夫婦間において、未成年者の母である申立人が、未成年者の父である相手方が未成年者との面会交流後に未成年者を返さないなどと主張して、未成年者の監護者の指定及び未成年者の引渡しを求める審判事件（平成27年（家）第第△△号、同第○△号）を申し立てるとともに、これ

1 を本案として、申立人を仮に未成年者の監護者と定め、相手方に対し未成年  
2 者を申立人に仮に引き渡すよう命ずる審判前の保全処分を求める事案であ  
3 る。

4 第3 当裁判所の判断

5 1 認定事実

6 本件記録によれば、次の事実が一応認められる。

7 (1) 身分関係等

8 申立人（昭和51年10月×日生）と相手方（昭和42年9月×日生）  
9 は、平成18年11月×日に婚姻し、平成22年5月×日に未成年者をもう  
10 けた。

11 申立人と相手方は、婚姻後A県内で同居していたが、平成24年11月頃  
12 からは申立人の母（以下「申立人母」という。）も同居し、未成年者の監護  
13 を補助していた。

14 (2) 別居及び本件に至る経緯等

15 ア 申立人と相手方は、平成26年夏頃から不仲となり、相手方は、同年1  
16 1月×日、申立人に対し、離婚を求める調停をA家庭裁判所に申し立てた  
17 （A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号夫婦関係調整調停事件。以下  
18 「本件調停」という。）。

19 イ 申立人と相手方は、本件調停申立て後も同居していたが、相手方は、次  
20 第に自宅に帰らなくなり、平成27年1月以降、相手方の実家（以下「相  
21 手方宅」という。）で生活するようになった。

22 ウ 本件調停においては、離婚することについては合意しているものの、い  
23 ずれが未成年者の親権者となるかで対立していたところ、平成27年1月  
24 の調停期日において、暫定的に、相手方と未成年者との面会交流を実施す  
25 ることが合意され、相手方は、平成27年2月1日、同月15日、同年3  
26 月7日から同月8日まで、未成年者との面会交流を行った。

1 エ 相手方は、平成27年3月28日、同日午後6時までの日帰りの面会交  
2 流を行うことを申立人との間で合意し、未成年者を連れて動物園に行った  
3 が、同日午後6時頃、申立人に対し、「一郎は今日お泊まりします。」と  
4 のメールを送り、未成年者を相手方宅に連れて帰った。申立人は、相手方  
5 に対し、未成年者の翌日の保育園の登園についてメールで質問したが、相  
6 手方は保育園を休ませる旨答えた。申立人は、同日午後8時頃、相手方宅  
7 に行き、相手方に対し、未成年者を返すよう求めたが、相手方は、未成年  
8 者が帰りたがらないなどと言って拒否し、申立人に未成年者を会わせよう  
9 ともしなかった。

10 オ 申立人は、平成27年3月29日、相手方に対し、未成年者を返すよう  
11 メールを送ったが、相手方からの返信はなく、電話もつながらなかつた。  
12 申立人は、その後も再三にわたって未成年者を返すよう相手方に連絡し  
13 たが、相手方は、申立人の監護に問題があるなどとして、返還を拒否し  
14 た。

15 カ 相手方は、平成27年4月10日、未成年者の監護者の指定及び未成年  
16 者の引渡しを求める審判を申し立てるとともに、本件審判前の保全処分を  
17 申し立てた。

18 (3) 別居前の未成年者の監護状況

19 未成年者の食事、入浴、寝かしつけ、洗濯及び掃除などの家事について  
20 は、申立人がほとんど行っており、相手方は、時折食事を作ったり未成年者  
21 の保育園の送迎を行ったりし、仕事から早く帰ってきたときや休日に未成年  
22 者と遊んだりしていた。

23 (4) 別居後の申立人及び相手方の状況等

24 申立人は、申立人母と同居しており、平日は会社員として勤務している。

25 申立人母は、平日は調理補助員として勤務している。

26 他方、相手方は、会社員として勤務し、申立人との同居中は出張で一週間

1 ほど帰宅しないことがあったが、平成27年6月からは勤務態勢が変わり、  
2 長期の出張はなくなる予定である。相手方は、相手方の父母と同居しており、  
3 相手方の父は、年金収入により生活し、日中はほとんど在宅している。  
4 相手方の母は専業主婦であり、日中は在宅している。未成年者は、相手方に  
5 相手方宅に連れて来られて以降、保育園に登園していない。

6 (5) 保育園調査について

7 家庭裁判所調査官は、平成27年5月、未成年者が通っていた乳児保育所  
8 及び保育園を訪問し、担当者から未成年者の状況及び保護者の状況などを聴  
9 取したところ、乳児保育所及び保育園では、未成年者の保健衛生状態に問題  
10 はみられず、基本的生活習慣の獲得や心身の発達状況も良好であり、未成年  
11 者の送迎は主に申立人が担当し、保育園との連絡や行事への参加は申立人が  
12 行っており、連絡状況は良好であったとの回答が得られた。また、保育園で  
13 は、未成年者は申立人及び相手方のいずれとも良好な関係を築いているよう  
14 に見受けられたが、相手方の送りの際には持ち物が不十分な場合がみられた  
15 との回答が得られた。

16 2 検討【注1】

17 (1) 監護者の指定について

18 ア 本案認容の蓋然性について

19 前記認定事実によれば、未成年者の出生から一貫して申立人が主体とな  
20 って未成年者を養育してきたといえるところ、申立人による同居当時の監  
21 護状況に問題はみられないこと、相手方は、本件調停が係属している中で  
22 行われた面会交流において、未成年者を返還していないことなどを総合す  
23 ると、申立人が未成年者の監護者と指定される蓋然性が高い。

24 イ 保全の必要性について

25 前記認定事実のとおり、相手方は、本件調停において、未成年者との面  
26 会交流を実施することを申立人と暫定的に合意し、申立人との間で、平成

1 27年3月28日午後6時までに面会交流を終了して未成年者を申立人に  
2 返す合意をしていたにもかかわらず、同時刻に未成年者を返還せず、申立  
3 人が迎えに来ても返還を拒否し、翌29日には申立人に連絡もしなかった  
4 上、その後も返還を拒否し、未成年者が通っていた保育園も欠席させてい  
5 るものである。これらの相手方の行為は、申立人との上記合意に明らかに  
6 反しており、別居後、申立人の下で生活しながら定期的に相手方との交流  
7 を持つという未成年者の養育環境に与える影響が大きく、未成年者の福祉  
8 を阻害するものと評価すべきであるから、保全の必要性が認められる。

9 (2) 引渡しについて

10 前記(1)アのとおり、申立人が未成年者の監護者と指定される蓋然性が高い  
11 以上、現在相手方の下にいる未成年者を申立人へ引き渡すのが相当であり、  
12 前記(1)イのとおりの未成年者の現状からすれば、早急に仮の引渡しがされる  
13 べきであるといえる。

14 3 結論

15 よって、本件申立ては理由があるから、これを認容することとし、主文のと  
16 おり審判する。

17 平成27年5月×日

18 A家庭裁判所

19 裁判官 ○ ○ ○ ○

---

20 【注1】審判前の保全処分について論じたものとして、梶村太市ほか「子の引渡し保全処  
21 分事件の処理をめぐる諸問題」家裁月報47巻7号1頁、東京家事事件研究会編『家事事  
22 件・人事訴訟事件の実務』（法曹会・平成27年）228頁以下参照。

【4-3-2 審判前の保全処分申立事件 保全の必要性なしとして却下した事例】

3 平成26年(家口)第△×号 審判前の保全処分申立事件  
4 (本案・平成26年(家)第△号子の監護者の指定申立事件、同第×号子の引渡し  
5 申立事件)

6 番 判  
7 住 所 A県B市C町××番地  
8 申 立 人 乙 野 太 郎  
9 住 所 D県E市F町×丁目×番×号  
10 相 手 方 乙 野 花 子  
11 住 所 相手方に同じ  
12 未 成 年 者 乙 野 一 郎  
13 平成22年10月×日生

14 主

15 1 本件申立てをいずれも却下する。

16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理由

18 第1 申立ての趣旨

19 1 未成年者の監護者を申立人と仮に定める。

20 2 相手方は、申立人に対し、未成年者を仮に引き渡せ。

21 第2 事案の概要

22 本件は、別居中の夫婦間において、相手方（母）が監護養育している未成年者について、申立人（父）が相手方に対し、子の監護者の指定申立事件及び子の引渡し申立事件を本案として（以下、併せて「本件本案事件」という。），未成年者の監護者を申立人と仮に定め、未成年者を申立人に仮に引き渡すこと

1 を求める保全処分を申し立てた（以下「本件保全事件」という。）事案であ  
2 る。

3 第3 当裁判所の判断

4 1 本件記録によれば、次の事実が一応認められる。

5 (1) 別居に至る経緯

6 ア 申立人（昭和58年11月×日生）と相手方（昭和61年1月×日生）  
7 は、平成22年4月×日に婚姻し、D県内で同居生活を開始した。

8 同年10月×日、当事者間に未成年者が出生した。

9 イ 申立人と相手方は、平成25年6月、未成年者を連れてA県に転居し  
10 た。申立人と相手方は、その後不仲となり、相手方は、平成26年8月2  
11 日、未成年者を連れてD県内の実家（以下「相手方宅」という。）に戻  
12 り、申立人と別居した。

13 ウ 申立人は、平成26年11月26日、本件本案事件を申し立てるととも  
14 に、本件保全事件を申し立てた。

15 (2) 同居中の未成年者の監護状況等

16 ア 未成年者の出生後、相手方は、未成年者を母乳で育て、食事作りや身の  
17 回りの世話全般を行っていた。

18 イ 申立人は、勤務先からの帰宅後に未成年者を入浴させたり未成年者と遊  
19 んだりし、土日は仕事が休みのため、未成年者と遊ぶなどしていた。

20 (3) 別居後の生活状況等

21 ア 申立人は、A県内の会社に勤務している。

22 イ 相手方は、相手方宅において、同居している相手方の母の援助を受けな  
23 がら、未成年者を保育園に入園させてパート勤務をしている。

24 ウ 相手方宅は、2LDKの県営住宅であり、家庭裁判所調査官が訪問した  
25 際、室内は整理整頓が行き届いていた。

26 エ 未成年者は、午前7時頃に相手方と一緒に起床し、相手方が用意した朝

1 食をとった後、午前 9 時頃に保育園に登園し、午後 6 時頃に相手方が迎え  
2 に来て降園した後、相手方の作った夕食と一緒にとり、午後 9 時頃に就寝  
3 している。

4 オ 家庭裁判所調査官が、未成年者が通う保育園の園長及び担当保育士から  
5 未成年者の状況等を聴取したところ、未成年者の発達は正常で、健康状態  
6 も良好であり、相手方の未成年者に対する対応にも特段の問題はなく、迎  
7 えに来る時間もほぼ一定で遅れることはないとのことであった。

8 (4) 面会交流の状況等

9 ア 申立人は、平成 26 年 8 月に別居した後、同年 12 月 21 日午前 10 時  
10 頃から午後 5 時頃までの間、D 県内で未成年者と面会交流し、平成 27 年  
11 1 月 2 日から同月 4 日までの間、A 県内の申立人の実家で未成年者と宿泊  
12 を伴う面会交流をした。

13 イ また、申立人は、別居後、未成年者と 3、4 日に 1 回程度、電話で話し  
14 ている。

15 ウ 相手方は、今後も申立人と未成年者との面会交流を行う予定である。

16 2 上記認定事実により、保全の必要性について判断する。

17 本件は、不仲となった夫婦の妻である相手方が未成年者を連れて別居したの  
18 に対し、夫である申立人が、本件本案事件を申し立てるとともに、本件保全事  
19 件を申し立てたものである。

20 しかし、前記認定事実のとおり、未成年者は、現在保育園に通い、相手方と  
21 ともに安定した生活状況にあることが認められ、発育を含めた健康状態に問題  
22 はみられない。

23 したがって、現状では、未成年者の福祉を害する急迫した事情は、未成年者  
24 自身の状況、生活状況及び監護者である相手方のいずれにもうかがわれず、保  
25 全処分を要する状態にあるとはいえないし、現在の未成年者の生活環境を変更  
26 する必要性も認められず、幼児期にある未成年者の生活環境を頻繁に変更すべ

1 きでないといえるから、保全の必要性はないというべきである。

2 3 よって、主文のとおり審判する。

3 平成27年2月×日

4 D家庭裁判所

5 裁判官 ○ ○ ○ ○

---

6